

福岡県公報

平成27年6月12日
第3701号

目次

告示(第561号-第572号)

○福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	(会計管理局会計課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	2
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	3
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	3
○介護保険法に基づく指定市町村事務受託法人の指定	(介護保険課)	4
○建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関への業務の委任	(建築指導課)	4
○建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関への業務の委任	(建築指導課)	4
○建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関への業務の委任	(建築指導課)	5
○建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関への業務の委任	(建築指導課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	6
公 告		
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○建設業の営業の一部停止	(建築指導課)	6
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	7
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	7

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	7
○競争入札参加者の資格等	(総務事務センター)	8
○一般競争入札の実施	(財産活用課)	9
○一般競争入札の実施	(財産活用課)	12
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	15
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	16
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	16
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	17
○平成27年度クリーニング師試験の実施	(保健衛生課)	17
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	18
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	18
○落札者等の公示	(市町村支援課)	19
○総合特別区域法に基づく指定法人の指定	(商工政策課)	19
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(監視指導課)	19
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	20
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	20
○落札者等の公示	(税務課)	20
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	20
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	21
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	21
○県営土地改良事業計画の変更決定	(農村森林整備課)	21
選挙管理委員会		
○政治資金規正法第17条第2項の適用について	(市町村支援課)	21
○政治資金規正法第17条第2項の適用について	(市町村支援課)	22
内水面漁場管理委員会		
○平成27年度魚種別増殖目標数量	(漁業管理課)	22

○筑後川における水産動物の採捕禁止区域及び採捕禁止期間

(漁業管理課) ……………24

告 示

福岡県告示第561号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成27年6月12日

福岡県知事 小 川 洋

	売りさばき人 証 番 号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき所	変 更 年 月 日
新	32	福岡市中央区天神二丁目13番1号 株式会社福岡銀行	福岡市中央区天神二丁目13番1号 株式会社福岡銀行本店ほか54箇所 (今回変更した売りさばき所) 糸島市前原中央三丁目19番36号 株式会社福岡銀行 糸島支店	平成27年 6月1日
旧			福岡市中央区天神二丁目13番1号 株式会社福岡銀行本店ほか54箇所 (今回変更した売りさばき所) 糸島市前原中央三丁目19番36号 株式会社福岡銀行 前原支店	

福岡県告示第562号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年6月12日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)

市 町 村	路 線 名	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)		
朝 倉	県 道	朝 倉 線 小石原	前	朝倉市佐田2805番先から 朝倉郡東峰村大字小石原 1632番1先まで	6.2 ～ 46.5	3,610.0
			前	朝倉市佐田2805番先から 朝倉郡東峰村大字小石原 1632番1先まで	6.2 ～ 46.5	3,019.0
			後	朝倉市佐田2805番1先か ら 朝倉郡東峰村大字小石原 1632番1先まで	6.2 ～ 49.0	3,610.0
			後	朝倉市佐田2805番1先か ら 朝倉郡東峰村大字小石原 1632番1先まで	6.2 ～ 49.0	3,019.0

福岡県告示第563号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年6月12日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年6月12日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
朝 倉	朝 倉 線 小石原	朝倉郡東峰村大字小石原1859番1先から 朝倉郡東峰村大字小石原1656番1先まで

福岡県告示第564号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の

規定により次のように告示する。

平成27年6月12日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
糸島市高祖字柵374の4、374の1（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第565号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年6月12日

福岡県知事 小川 洋

- 1 区域の名称 平原
- 2 区域の所在地 豊前市大字川内
- 3 土地の表示
次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から17号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と17号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
豊前市大字川内	3087番	1号
	3233番1	2号
	3188番4地先道路敷	3号
	3191番1	4号から7号まで
	3205番1	8号及び9号
	3307番1	10号
	3304番1	11号
	3222番	12号及び13号
	3232番1	14号
	3232番1地先道路敷	15号
	3080番2	16号
3080番1	17号	

福岡県告示第566号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年6月12日

福岡県知事 小川 洋

- 1 区域の名称 八尋神田
- 2 区域の所在地 鞍手郡鞍手町大字八尋字小広木、字神田
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から11号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と11号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
鞍手郡鞍手町大字八尋字小広木	494番地先道路敷	1号
	495番3	2号から4号まで

	495番2	5号
	489番	6号及び7号
	490番	8号
	鞍手郡鞍手町大字八尋字神田	438番1
	431番1	10号及び11号

福岡県告示第567号

介護保険法（平成9年法律第123号）第24条の2第1項の規定に基づき、指定市町村事務受託法人を指定したので、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第11条の6第1号の規定により次のように公示する。

平成27年6月12日

福岡県知事 小川 洋

事務所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	指 定 年月日	受託事務の種類	居宅サービス等の提供の有無
合同会社ハートステーション 福岡市西区横浜一丁目18番35号	合同会社ハートステーション 福岡市西区横浜一丁目18番35号	平尾 京子 昭和53年9月17日 福岡市西区横浜一丁目18番35号	H 27.6.1	要介護認定調査事務	無

福岡県告示第568号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定構造計算適合性判定機関にその構造計算適合性判定を行わせることとしたので、同法第77条の35の8第1項の規定により公示する。

平成27年6月12日

福岡県知事 小川 洋

- 委任した指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
一般財団法人福岡県建築住宅センター
福岡県福岡市中央区天神1丁目1番1号

- 業務区域
福岡県内全域
- 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
福岡県福岡市中央区天神1丁目1番1号
- 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務次のいずれにも該当しない建築物の構造計算適合性判定の業務とする。
 - 限界耐力計算又はこれと同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算による建築物
 - 特殊な工法等の採用により、福岡県内に事務所を置く判定機関の全てが、判定することができない建築物
 - 指定構造計算適合性判定機関指定準則（平成27年3月2日国住指第4540号）第3第3号の規定により、福岡県内に事務所を置く判定機関の全てが、判定することができない建築物
- 構造計算適合性判定の業務の開始の日
平成27年6月1日

福岡県告示第569号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定構造計算適合性判定機関にその構造計算適合性判定を行わせることとしたので、同法第77条の35の8第1項の規定により公示する。

平成27年6月12日

福岡県知事 小川 洋

- 委任した指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
九州住宅保証株式会社
福岡県福岡市中央区薬院一丁目13番8号
- 業務区域
福岡県内全域
- 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
福岡県福岡市中央区薬院一丁目13番8号

- 4 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務
次のいずれにも該当しない建築物の構造計算適合性判定の業務とする。
- (1) 限界耐力計算又はこれと同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算による建築物
 - (2) 特殊な工法等の採用により、福岡県内に事務所を置く判定機関の全てが、判定することができない建築物
 - (3) 指定構造計算適合性判定機関指定準則（平成27年3月2日国住指第4540号）第3第3号の規定により、福岡県内に事務所を置く判定機関の全てが、判定することができない建築物
- 5 構造計算適合性判定の業務の開始の日
平成27年6月1日

福岡県告示第570号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定構造計算適合性判定機関にその構造計算適合性判定を行わせることとしたので、同法第77条の35の8第1項の規定により公示する。

平成27年6月12日

福岡県知事 小川 洋

- 1 委任した指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
一般財団法人日本建築センター
東京都千代田区神田錦町一丁目9番地
- 2 業務区域
福岡県内全域
- 3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
本部
東京都千代田区神田錦町一丁目9番地
大阪事務所
大阪府大阪市中央区南本町一丁目7番15号

- 4 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務

次のいずれかに該当する建築物の構造計算適合性判定の業務とする。

- (1) 限界耐力計算又はこれと同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算による建築物
 - (2) 特殊な工法等の採用により、福岡県内に事務所を置く判定機関の全てが、判定することができない建築物
 - (3) 指定構造計算適合性判定機関指定準則（平成27年3月2日国住指第4540号）第3第3号の規定により、福岡県内に事務所を置く判定機関の全てが、判定することができない建築物
- 5 構造計算適合性判定の業務の開始の日
平成27年6月1日

福岡県告示第571号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定構造計算適合性判定機関にその構造計算適合性判定を行わせることとしたので、同法第77条の35の8第1項の規定により公示する。

平成27年6月12日

福岡県知事 小川 洋

- 1 委任した指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
一般財団法人日本建築総合試験所
大阪府吹田市藤白台5丁目8番1号
 - 2 業務区域
福岡県内全域
 - 3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
大阪府大阪市中央区南本町2丁目4番7号
 - 4 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務
次のいずれかに該当する建築物の構造計算適合性判定の業務とする。
- (1) 限界耐力計算又はこれと同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算による建築物
 - (2) 特殊な工法等の採用により、福岡県内に事務所を置く判定機関の全てが、判定す

ることができない建築物

(3) 指定構造計算適合性判定機関指定準則（平成27年3月2日国住指第4540号）第3号の規定により、福岡県内に事務所を置く判定機関の全てが、判定することができない建築物

5 構造計算適合性判定の業務の開始の日
平成27年6月1日

福岡県告示第572号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年6月12日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	県道	犀 川 豊 前 線	前	京都郡みやこ町犀川帆柱1320番1先から 京都郡みやこ町犀川帆柱1330番先まで	17.0 ～ 33.0	74.0
			後	京都郡みやこ町犀川帆柱1320番1先から 京都郡みやこ町犀川帆柱1330番先まで	17.0 ～ 67.0	74.0

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年6月12日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市波多江字スボリ567番1、571番2から571番4まで、573番2、573番3、586番1の一部、586番2、586番3の一部、593番3の一部、1342番3の一部及び1585番4の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

糸島市前原東二丁目7番1号

糸島農業共同組合

代表理事組合長 中村 俊介

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成27年6月12日

福岡県知事 小 川 洋

1 処分をした年月日

平成27年5月22日

2 処分を受けた者の商号等

商 号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
麻波電設	北九州市八幡西区則松6-11-41	西村 辰彦	なし

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、民間工事に係る営業

(注) 「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11

年法律第117号) 第2条第2項に規定する特定事業に係るもの以外の建設工事をいう。

(2) 停止期間

平成27年6月4日から平成27年6月6日までの3日間

4 処分の原因となった事実

麻波電設は、民間工事において、建設業法第3条第1項の規定に違反して、同項の許可を受けずに、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第1条の2第1項に規定する軽微な建設工事の範囲を超える請負契約を締結した。

このことは、同法第28条第2項第2号に該当する。

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年6月12日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成27年5月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人傾聴協会このココロ

(2) 代表者の氏名

坂本 由美子

(3) 主たる事務所の所在地

(旧) 福岡市中央区大手門一丁目7番19号

(新) 大野城市大城3-10-36

(4) 定款に記載された目的

この法人は、一般市民及び傾聴ボランティアなどを目指す人々に対する、傾聴・カウンセリング等の心理学の技術の提供・啓蒙活動、ボランティアの派遣・研修等

に関する事業を行い、心の健全性の回復に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年6月12日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成27年5月21日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人養生塾福岡

(2) 代表者の氏名

瀬田 博子

(3) 主たる事務所の所在地

春日市桜ヶ丘八丁目131番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、福岡県内を中心とした地域住民に対して、病を克服し前向きな生活を送るための健康法に関する事業を行い、心身ともに健康な状態への快復および保持増進に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年6月12日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成27年5月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人スペース d e G U N²

(2) 代表者の氏名

百田 英子

(3) 主たる事務所の所在地

糟谷郡志免町志免三丁目1番22号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、学校や家庭、地域の中で居場所を見出せない子どもや若者、その保護者とともに、ひとりひとりが安心して過ごせる居場所を作ることで、子どもの多様な学びや育ち、生き方を支援する事業を行い、子どもたちの自己肯定感を取り戻す人間関係を育む環境の創造に寄与することを目的とする。ただし、われわれ法人が示す「子ども」とは18歳以下の児童生徒及び若者をいう。

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成27年6月12日

福岡県知事 小 川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

- ・福岡県庁舎電力供給（ベース供給部分）
- ・福岡県庁舎電力供給（負荷追随供給部分）

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

- ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- イ 次のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの

エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ク 営業概要表（様式第5号）
- ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- シ 役員名簿（様式第9号）
- ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- ソ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障害者雇用はキに掲げるもの）

チ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）

- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務センター調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)
申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
この公告の日から平成27年6月26日（金曜日）までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時（当該入札に係る入札参加申請書を期限までに提出し、受領された者に限る。）まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
 - (1) 競争入札参加資格の有効期間
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成27年9月末日までとする。
 - (2) 有効期間の更新手続
(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成27年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年6月12日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 調達案件名

- 福岡県庁舎電力供給（ベース供給部分）
- (2) 契約内容及び特質等
入札説明書による。
- (3) 契約期間
平成27年10月1日から平成28年9月30日まで
- (4) 供給場所
福岡県庁舎
福岡市博多区東公園7番7号
- 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）
- 「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成25年1月福岡県告示第117号）」に定める資格を得ている者（平成25年度競争入札参加資格者名簿（物品）掲載者）
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法
- 2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、別途なされる政府調達案件の資格公告に定める期間までに次の部局へ提出すること。
- ・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務センター調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
- 申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。
- 4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）
- 平成27年6月26日（金曜日）現在において、次の(1)から(3)までの条件を満たすこと。また、開札時点において、次の(1)から(5)までの条件を満たすこと。
- (1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づき一般電気事業

- 者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (3) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- (4) 2の入札参加資格を有する者のうち、入札参加希望業種が業種品目13-11（サービス業種その他）で、「AA」の等級に格付けされているもの（入札参加資格申請を予定の者も含む。）
- (5) 福岡県電力の調達に係る環境配慮方針（平成23年12月7日施行）に基づく入札参加資格の要件を満たす者。なお、同方針第6条第1項にて提出を義務付けられる報告書については、入札書の提出期限までに次項に記載する部局へ提出すること。
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県総務部財産活用課設備管理係
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号） 092-643-3091（ダイヤルイン）
（FAX） 092-643-3093
- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
- (1) 期間
平成27年6月12日（金曜日）から平成27年7月21日（火曜日）までの毎日（ただし、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する休日（以下「県の休日」という。）には交付しない。）、午前9時00分から午後5時00分まで
- (2) 場所
5の部局とする。そのほか福岡県庁ホームページでのダウンロードによる交付も行う。

8 入札参加申込み

- (1) 提出書類
入札参加申請書
- (2) 提出場所
5の部局とする。
- (3) 提出期限
平成27年6月26日（金曜日）午後5時00分まで
期限後は受領しない。
- (4) 提出方法
持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。

9 仕様等に対する質疑応答

仕様等に対する質問は、質問書を次の受付場所へ持参し、又は郵送して行うものとする。また、質問に対する回答は、閲覧場所での閲覧に供し、あわせて福岡県庁ホームページへの掲載も行う。

- (1) 受付場所
5の部局とする。
- (2) 受付期間
平成27年6月15日（月曜日）から平成27年7月14日（火曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで
- (3) ホームページ掲載期間
原則として、質問書の受領の日の翌日から起算して10日を経過する日から平成27年7月22日（水曜日）午後5時00分まで
- (4) 閲覧場所
福岡県総務部財産活用課設備管理係
- (5) 閲覧期間
原則として、質問書の受領の日の翌日から起算して10日を経過する日から平成27年7月22日（水曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

10 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

11 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所
5の部局とする。
- (2) 提出期限
平成27年7月22日（水曜日）午後5時00分
- (3) 提出方法
持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。

12 開札の場所及び日時

- (1) 場所
福岡県総務部財産活用課
福岡市博多区東公園7番7号
- (2) 日時
平成27年7月23日（木曜日）午前10時00分

13 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては、別に定める日時及び場所において行う。

14 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書

面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

15 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、13により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が14の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

16 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入

札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (3) 本件は、ベース供給者と負荷追従供給者の2者の電源から一需要場所に対して、各々電気が物理的に区分されることなく、1引き込みを通じて一体として供給される形態、いわゆる部分供給を行うものであるため、別途調達を行う「福岡県庁舎電力供給（負荷追従供給部分）」について、契約の相手方が決定しない場合は落札決定を取り消すことがある。

17 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

18 Summary

- (1) Subject matter of contract: Electricity to use in Fukuoka Prefectural Building.
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation: 5:00 P.M. 26 June, 2015
- (3) The date and time for the submission of tenders: 5:00 P.M. 22 July, 2015
- (4) A contact point where tender documents are available: Property Utilization Division, General Affairs Department of Fukuoka Prefectural Government, 7-7, Higashi-koen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan. Tel: 092-643-3091

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年6月12日

福岡県知事 小川 洋

1 競争入札に付する事項

(1) 調達案件名

福岡県庁舎電力供給（負荷追随供給部分）

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 契約期間

平成27年10月1日から平成28年9月30日まで

(4) 供給場所

福岡県庁舎

福岡市博多区東公園7番7号

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成25年1月福岡県告示第117号）」に定める資格を得ている者（平成25年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、別途なされる政府調達案件の資格公告に定める期間までに次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成27年6月26日（金曜日）現在において、次の(1)から(3)までの条件を満たすこと。また、開札時点において、次の(1)から(5)までの条件を満たすこと。

(1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(3) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

(4) 2の入札参加資格を有する者のうち、入札参加希望業種が業種品目13-11（サービス業種その他）で、「AA」の等級に格付けされているもの（入札参加資格申請を予定の者も含む。）

(5) 福岡県電力の調達に係る環境配慮方針（平成23年12月7日施行）に基づく入札参加資格の要件を満たす者。なお、同方針第6条第1項にて提出を義務付けられる報告書については、入札書の提出期限までに次項に記載する部局へ提出すること。

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部財産活用課設備管理係

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3091（ダイヤルイン）

（FAX）092-643-3093

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間

平成27年6月12日（金曜日）から平成27年7月21日（火曜日）までの毎日（ただし、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する休日（以下「県の休日」という。）には交付しない。）、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 場所
5の部局とする。そのほか福岡県庁ホームページでのダウンロードによる交付も行う。

8 入札参加申込み

(1) 提出書類

入札参加申請書

(2) 提出場所

5の部局とする。

(3) 提出期限

平成27年6月26日（金曜日）午後5時00分まで
期限後は受領しない。

(4) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。

9 仕様等に対する質疑応答

仕様等に対する質問は、質問書を次の受付場所へ持参し、又は郵送して行うものとする。また、質問に対する回答は、閲覧場所での閲覧に供し、あわせて福岡県庁ホームページへの掲載も行う。

(1) 受付場所

5の部局とする。

(2) 受付期間

平成27年6月15日（月曜日）から平成27年7月14日（火曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(3) ホームページ掲載期間

原則として、質問書の受領の日の翌日から起算して10日を経過する日から平成27年7月22日（水曜日）午後5時00分まで

(4) 閲覧場所

福岡県総務部財産活用課設備管理係

(5) 閲覧期間

原則として、質問書の受領の日の翌日から起算して10日を経過する日から平成27年7月22日（水曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

10 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

11 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

平成27年7月22日（水曜日）午後5時00分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。

12 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡県総務部財産活用課
福岡市博多区東公園7番7号

(2) 日時

平成27年7月23日（木曜日）午前10時30分

13 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては、別に定める日時及び場所において行う。

14 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額

とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

15 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、13により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が14の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

16 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 本件は、ベース供給者と負荷追従供給者の2者の電源から一需要場所に対して、各々電気が物理的に区分されることなく、1引き込みを通じて一体として供給される形態、いわゆる部分供給を行うものであるため、別途調達を行う「福岡県庁舎電力供給(ベース供給部分)」について、契約の相手方が決定しない場合は落札決定を取り消すことがある。

17 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

18 Summary

- (1) Subject matter of contract: Electricity to use in Fukuoka Prefectural Building.
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation: 5:00 P.M. 26 June, 2015
- (3) The date and time for the submission of tenders: 5:00 P.M. 22 July, 2015
- (4) A contact point where tender documents are available: Property Utilization Division, General Affairs Department of Fukuoka Prefectural Government, 7-7, Higashi-koen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan.
Tel: 092-643-3091

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年6月12日

福岡県知事 小 川 洋

1 申請のあった年月日

平成27年5月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人たくみの会

(2) 代表者の氏名

樺 昭人

(3) 主たる事務所の所在地

久留米市長門石一丁目1番34号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、久留米市及びその近郊に居住する高齢者並びに身体障害者に対して、住宅に係る簡単な修繕、改良の作業及び生活補助器具の製作等のボランティア活動に関する事業を行い、福祉の促進に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年6月12日

福岡県知事 小 川 洋

1 申請のあった年月日

平成27年5月21日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人くるめ日曜市の会

(2) 代表者の氏名

若江 皇絵

(3) 主たる事務所の所在地

久留米市津福本町322番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、久留米市街地活性化のための農商連携による事業を通して、福岡市をはじめ近郊からの消費者の誘致による今後の新たな消費基盤の開拓により、久留米主要産業である農林水産物の消費拡大と、筑後地域の畜産・物産品の販売促進による久留米の経済の活性化に寄与し、地域住民が誇れる久留米を次世代に引き継ぐことを目指します。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年6月12日

福岡県知事 小 川 洋

1 申請のあった年月日

平成27年5月29日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

N P O法人ぱーそなるケア

(2) 代表者の氏名

中島 新助

(3) 主たる事務所の所在地

八女市納楚344番地8

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、健康増進および介護福祉に関する事業を行い、

市民の健康づくりおよび社会保障などの公益に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年6月12日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成27年5月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人日本フコイゲン研究開発機構

(2) 代表者の氏名

松尾 政信

(3) 主たる事務所の所在地

(旧) 東京都中央区銀座三丁目13番4号真光ビル4F-B

(新) 久留米市東合川三丁目20番6号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、フコイゲン治療の普及・啓発及び推進に関する事業、代替療法についての情報の収集・研究並びにその結果の公表に関する事業を行い、医療及び国民の健康の増進を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。

公告

平成27年度クリーニング師試験を次のように実施する。

平成27年6月12日

福岡県知事 小川 洋

1 受験資格

試験は、次のいずれかに該当する者が受験することができる。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者

(2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者又はクリーニング業法施行規則（昭和25年厚生省令第35号）で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

2 試験

(1) 方法

試験は、筆記試験及び実技試験とし、試験科目は、次のとおりとする。

ア 筆記試験

衛生法規に関する知識

公衆衛生に関する知識

洗濯物の処理に関する知識

イ 実技試験

洗濯物の処理に関する技能（繊維の鑑別、しみの種類及びしみ抜き方法の鑑別）

(2) 日時及び場所

日	時	科目	場所
平成27年9月7日（月曜日）	午後1時00分～午後2時15分	衛生法規に関する知識 公衆衛生に関する知識 洗濯物の処理に関する知識	福岡市博多区吉塚本町13番50号 福岡県吉塚合同庁舎 8階803号会議室
	午後2時40分～午後4時30分	洗濯物の処理に関する技能	

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験願書一部に次に掲げる書類及び写真（申込前6月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦5cm横4cmのもので、裏面に氏名を記入したもの）並びに受験手数料7,000円を添え、県内に住所地又は就業地を有する者は、当該住所地又

は就業地を管轄する保健福祉環境事務所又は保健福祉事務所（北九州市にあっては、小倉北区及び八幡西区は保健所、それ以外の区は各区保健福祉課、福岡市にあっては各区保健福祉センター、大牟田市及び久留米市にあっては保健所とする。以下「保健福祉環境事務所等」という。）へ、県外に住所地及び就業地を有する者は、直接福岡県保健医療介護部保健衛生課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「保健衛生課」という。）へ提出すること。

(ア) 履歴書 1部

(イ) 受験票・写真台帳 1部

(ウ) 受験資格のあることを証明する書類 1部（卒業証明書、卒業証書の写し又は厚生労働大臣が交付するクリーニング師受験資格認定書の写し。ただし、郵送により提出する場合は、卒業証明書とする。）

イ 受験手数料7,000円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験手数料は、申込受付後においては、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

ウ 郵便により受験を申し込む場合は、必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、平成27年7月6日（月曜日）から同月21日（火曜日）まで（午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、北九州市及び大牟田市の保健所又は各区保健福祉課にあっては午前8時30分から午後5時00分まで、福岡市の各区保健福祉センターにあっては午前9時00分から午後5時00分まで）とする。

イ 郵便による受験申込みは、平成27年7月21日までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格発表

合格者の受験番号は、平成27年9月30日（水曜日）午前9時00分に発表する。発表は、各保健福祉環境事務所等及び保健衛生課に掲示して行うとともに、県ホームページに掲載することによって行う。

5 その他

(1) 受験手続その他の問合せは、最寄りの保健福祉環境事務所等又は保健衛生課に対

して行うこと。

(2) 郵便によって受験願書の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して120円切手を貼った返信用封筒（角形2号「定形外」）を必ず同封すること。

(3) 台風などにより、やむを得ず試験日程を変更する場合がある。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年6月12日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 コスタ行橋

(2) 所在地 行橋市西泉六丁目2732番3 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要 意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年6月12日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) 行橋西泉複合商業施設

- (2) 所在地 行橋市西泉六丁目2827番1 外40筆
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成27年6月12日

福岡県知事 小川 洋

- 1 契約に係る特定役務の名称及び数量
名称 福岡県住民基本台帳ネットワークシステムにおける県ネットワークの運用及び保守業務
数量 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称
福岡県企画・地域振興部市町村支援課
(2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成27年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏名
地方公共団体情報システム機構
(2) 住所
東京都千代田区一番町25番地
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
71,119,524円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1(b)に該当

公告

総合特別区域法（平成23年法律第81号）第26条第1項の規定に基づき、指定法人の指定をしたので、総合特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第39号）第17条第10項の規定により次のように公示する。

平成27年6月12日

福岡県知事 小川 洋

法人の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期間
日立金属株式会社	東京都港区芝浦一丁目2番1号	平成27年6月2日	平成28年3月31日まで

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第19条の3の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成27年6月12日

福岡県知事 小川 洋

- 1 処分を受けた事業者
(1) 名称
株式会社スタンツ
(2) 所在地
福岡市博多区那珂六丁目17番13-701号
(3) 代表者
代表取締役 田川 誠治
- 2 行政処分の内容
改善命令
- 3 処分の年月日

平成27年6月1日

4 処分の理由

法第14条第12項の規定により適用される産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の処分を行っていることが、法第19条の3第2号の規定に該当するため。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年6月12日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

宮若市四郎丸字笹ヶ峠602番6、字柳ヶ元678番2から678番4まで並びに字四ツ町689番25、689番26及び689番73

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

東京都品川区戸越一丁目7番20号

タニコー株式会社

代表取締役 谷口 秀一

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年6月12日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫野市大字立明寺348番1、348番2、348番5、348番6、349番1、349番2の一部、349番4、369番1、369番2の一部及び369番3並びにこれらの区域内の道路・水路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

筑紫野市大字立明寺339番地

井上 ツマ子

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成27年6月12日

福岡県知事 小 川 洋

1 契約に係る特定役務の名称

番号制度導入に伴う税務システム改修業務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部税務課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成27年5月29日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社B C C

(2) 住所

福岡市中央区六本松二丁目12番19号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

109,296,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1(d)に該当

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区

の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成27年6月12日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
上穂波東土地改良区	平成27年6月2日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年6月12日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫郡那珂川町片縄北四丁目608番3、608番14、608番15、608番27から608番44まで、695番13及び695番15から695番17まで
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市博多区東那珂一丁目6番32号
株式会社オージーオー
代表取締役 古賀 武満

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年6月12日

福岡県知事 小川 洋

(政党以外のその他の政治団体)

団体名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
新井せいじ後援会	小田 正生	大塚 軍治	嘉麻市上山田1177-5

- 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡久山町大字山田字大城戸1667番1及び1667番9から1667番15まで

- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

北九州市八幡西区本城学研台三丁目17番15-104号

株式会社アースティック

代表取締役 佐藤 俊明

公告

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成27年6月12日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営東八田地区土地改良（区画整理）事業変更計画書の写し	平成27年6月12日から 平成27年7月10日まで	築上町役場

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第76号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成27年4月1日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成27年6月12日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

糸井十九二後援会	末松小一郎	池内 和子	筑紫郡那珂川町今光3-179
植木隆信後援会	伊藤 好信	益田 忠信	宗像市城西ヶ丘4-18-6
小郡市を住みよい街にする会	広瀬 勝郎	広瀬 勝郎	小郡市小郡689-36
茅野勝後援会	茅野 文子	白川 照男	宮若市宮田4488-2
九州睦	赤池 春喜	大石真沙美	北九州市八幡西区鷹の巣1-11-1 沖口ビル202号
熊懐和明後援会	高倉喜久男	熊懐 成剛	うきは市浮羽町山北17-1
くろもり功後援会	黒森 功	黒森 京子	朝倉郡筑前町依井1358-9
小島忠義後援会	小島 忠義	小島 周三	糸島市浦志2-5-20
三田敏和後援会	三田 敏和	三田 舞子	築上郡上毛町大字東上1616-1
谷口しげたか後援会	谷口 重隆	清水 博文	宮若市乙野1115
ネオローカルポリシー	児玉 崇	林田 暢明	糸島市川原842-204
平野力範後援会	吉田 明男	平野美津子	築上郡築上町大字坂本117-1
ふじい清孝後援会	藤井 清孝	原 重義	田川郡香春町大字中津原1980-7
民族派団体仁洋社	小路 智彰	八田 務	柳川市椿原町21-12ロイヤルグリーン柳川101
村松邦彦後援会	村松 邦彦	村松 邦彦	久留米市野中町1175-1 ファミールハイツ久留米1503号室
森山金光後援会	太田 哲三	森山なおみ	朝倉郡東峰村大字小石原579-1
安丸国勝後援会	安丸 国勝	安丸 裕子	三井郡大刀洗町大字高樋2495-19
山田奉文後援会	黒田 浩二	山田 正明	柳川市大字大浜町619番地
ゆぐち澄夫後援会	清本 國敬	湯口 澄夫	田川郡赤村赤1934

福岡県選挙管理委員会告示第77号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成27年6月2日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は（政党以外のその他の政治団体）

支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成27年6月12日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

団体名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
てらしま浩幸後援会	寺島 浩幸	寺島 節代	福岡市西区姪の浜2-3-11-603

内水面漁場管理委員会

福岡県内水面漁場管理委員会告示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第130条第3項の規定に基づき、第5種共同漁業権の免許にかかる平成27年度魚種別増殖目標数量を次のとおり告示する。

なお、こいについては、コイヘルペスウイルス病のまん延防止に万全を期すため、特

例として増殖方法及び目標数量を掲げない。

平成27年6月12日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 稲田 善和

漁業権番号	漁業権者名	魚種名	増殖方法	目標数量		
内共第1号	矢部川漁業協同組合	あゆ	種苗放流 移植放流	70,000尾 100,000尾		
		こい	なし	なし		
		ふな	種苗放流	100キログラム		
		うなぎ	種苗放流	3,000尾		
		やまめ	種苗放流	15,000尾		
		おいかわ	種苗放流 産卵床造成	700,000尾 10ヵ所		
		うぐい	産卵床造成	8ヵ所		
		すっぽん	種苗放流	500尾		
		かに	種苗放流	2,000尾		
		えび	種苗放流	10,000尾		
		わかさぎ	人工ふ化放流	3,000,000粒(受精卵)		
		内共第2号	下筑後川漁業協同組合	こい	なし	なし
				ふな	種苗放流	100キログラム
うなぎ	種苗放流			6,000尾		
おいかわ	種苗放流			50,000尾		
すっぽん	種苗放流			500尾		

内共第3号	下筑後川 大野新 大上川 柳	かに	種苗放流	5,000尾	
		えび	種苗放流	50,000尾	
		筑後川 漁業協同組合	あゆ	種苗放流 人工ふ化放流	150,000尾 30,000,000粒(受精卵)
			こい	なし	なし
		甘木 漁業協同組合	ふな	種苗放流	200キログラム
			うなぎ	種苗放流	3,000尾
			おいかわ	産卵床造成	3ヵ所
			かに	種苗放流	3,000尾
			えび	種苗放流	5,000尾
			あゆ	種苗放流	20,000尾
			こい	なし	なし
			うなぎ	種苗放流	1,200尾
			やまめ	種苗放流	15,000尾
おいかわ	産卵床造成		2ヵ所		
かに	種苗放流	4,000尾			
わかさぎ	人工ふ化放流	5,000,000粒(受精卵)			
内共第3号	下筑後川 大野新 大上川 柳	こい	なし	なし	
		ふな	種苗放流	100キログラム	
		うなぎ	種苗放流	6,000尾	

	浜 武 沖 端 漁 業 協 同 組 合	か に	種 苗 放 流	3,000尾
		え び	種 苗 放 流	20,000尾
内 共 第 5 号	八 木 山 川 漁 業 協 同 組 合	あ ゆ	種 苗 放 流	10,000尾
		こ い	な し	な し
内 共 第 6 号	京 二 川 漁 業 協 同 組 合	あ ゆ	種 苗 放 流	15,000尾
		こ い	な し	な し
		ふ な	種 苗 放 流	100キログラム
		う な ぎ	種 苗 放 流	1,200尾
		や ま め	種 苗 放 流	2,000尾
		お い か わ	産 卵 床 造 成	1カ所
		す っ ぽ ん	種 苗 放 流	200尾
		か に	種 苗 放 流	2,000尾
		わ か さ ぎ	人 工 ふ 化 放 流	3,000,000粒 (受精卵)
		内 共 第 7 号	京 二 川 漁 業 協 同 組 合	あ ゆ
こ い	な し	な し		
ふ な	種 苗 放 流	100キログラム		
う な ぎ	種 苗 放 流	1,200尾		
や ま め	種 苗 放 流	2,000尾		
お い か わ	産 卵 床 造 成	1カ所		

		す っ ぽ ん	種 苗 放 流	200尾
		か に	種 苗 放 流	2,000尾
内 共 第 8 号	岩 岳 川 漁 業 協 同 組 合	あ ゆ	種 苗 放 流	20,000尾
		こ い	な し	な し
		あ ま ご	種 苗 放 流	1,000尾
内 共 第 9 号	犬 山 漁 業 協 同 組 合	お い か わ	産 卵 床 造 成	3カ所
		こ い	な し	な し
		ふ な	種 苗 放 流	100キログラム
		お い か わ	産 卵 床 造 成	1カ所
		わ か さ ぎ	人 工 ふ 化 放 流	3,000,000粒 (受精卵)

福岡県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、筑後川における水産動物の採捕禁止区域及び採捕禁止期間を次のとおり指示する。

ただし、福岡県内水面漁業調整規則第43条に基づく試験研究等の場合の採捕については、この限りでない。

平成27年6月12日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 稲田善和

- 1 禁止期間
1月1日から12月31日まで
- 2 禁止区域
筑後川本流のうち、久留米市安武町大字武島、筑後大堰軸を基線として、基線の上流300メートルから基線の下流300メートルまでの福岡県の区域
- 3 指示の有効期間

平成27年8月1日から平成32年7月31日まで